

停電時に備えた社会福祉施設等の対応について（概要）

胆振総合振興局管内の停電の影響を受けた施設や全道の施設に対するアンケート調査結果を踏まえて、道では、本道の特性を考慮した停電時の対策を取りまとめました。

I 緊急時に備えた体制の構築

1 指揮命令系統・役割分担の明確化

- 胆振調査結果では、停電時に備えた職員体制や役割分担が明確になっていないことを課題として挙げる施設もあり、事前に緊急時の体制等を明確にしておく必要があります。

2 連絡体制の整備

- 胆振調査結果では、停電となった45施設中20施設が停電時には「非番職員を動員し、平常時より多人数で対応」しています。
- 緊急時は、施設や職員の固定電話が使用不能になり、職員や各関係機関との連絡がとれない事態が想定されることから、複数の連絡手段の確保や緊急時に職員を動員できる方法（自発的な出勤の基準）を検討する必要があります。

II 緊急時に備えた対応・備蓄

1 ライフラインの停止に備えた対応

（1）暖房及び照明

- 胆振調査結果では、45施設中43施設が暖房、42施設が照明の使用が不能となりました。
- 停電時は、暖房や照明が使用不能（オール電化施設は全て使用不能）になるため、自家発電装置の設置の検討や暖や明かりをとるための方法（代替の暖房機器や必要な物品の備蓄）を検討する必要があります。

（2）水道

- 停電時には、貯水のための揚水ポンプや浄化槽内の水中ポンプの停止により、水の確保に支障（水道が使えない・浄化槽が満水でトイレの水が流せない）が生じることから、施設の給水方法を事前に把握し、飲料水等の備蓄、汲み置き用容器等を準備する必要があります。

（3）ガス

- ガス調理器が使用できなくなると、食事が提供不能になる場合があることから、緊急時の食事の提供方法やカセットコンロ等の備蓄を検討する必要があります。

（4）電話

- 固定電話の使用不能、職員や入居者家族との連絡がとれない事態が想定されますので、緊急時でも通信できる方策や携帯電話の充電器（停電時に使用できるもの）の確保を検討する必要があります。

2 非常用自家発電装置

- 胆振調査結果では、自家発電装置により、照明は14施設、暖房は11施設で使用可能となっています。
- 自家発電装置の導入に際しては、自家発電装置により稼働させる設備と必要な電力量や燃料備蓄などについて検討する必要があります。

3 緊急時に備えた必要物品の備蓄

- ・ライフラインが停止した場合でも、利用者へのサービスやケアを継続できるように、必要な備蓄品リストを作成し、備蓄品リストに沿って、3日分程度を目安に必要な物品の確保について検討する必要があります。

4 緊急時に備えた食事の提供

- ・入所・居住系の施設は、1日3回の食事を継続的に提供していることから、緊急時の食事の提供方法を検討し、3日分程度を目安に長期保存できる備蓄食品の確保について検討する必要があります。
- ・また、紙皿等使い捨ての物品についても、必要数量を積算し準備する必要があります。

5 医療機器利用者に対する対応

- ・停電により医療機器やナースコール等が使用不能になると、利用者の生命や身体の安全確保に重大な影響を与えることから、自家発電装置の点検や燃料の確保、緊急時の見回りの強化や医療機関等との十分な連携の確保等について検討する必要があります。

Ⅲ 緊急時の他施設への避難・地域との連携

- ・緊急時における地域との連携体制が未整備であったり、災害が長期化した場合の利用者の避難場所の確保が課題となっており、行政・自治会等と緊急時の対応について、日頃から連携・協議することや同種・類似の施設との避難協定の締結についても検討を進める必要があります。

Ⅳ 停電時の対応チェックリスト（時系列の対応状況整理）

- ・停電が発生した場合の対応状況を確認するため、停電直後の初動対応から、2日目以降の対応まで、時系列に対応チェックリストを作成しました。